

定 款

株式会社 デサント

株式会社 デサント 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社デサントと称し、英文では DESCENTE, LTD. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、ならびに当該各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 繊維製品、皮革製品、装粧品、紙製品、美術工芸品、一般雑貨、化成品その他各種スポーツ用品およびこれらに関連するものの製造、加工、販売ならびに輸出入
2. 前号物品の材料およびその技術の売買ならびに輸出入
3. 食料品、飲料、医薬品、医薬部外品、医療用具、家具、楽器、書籍、事務用品、玩具、家庭用電気製品、計量機器、光学機器、通信機器、時計、眼鏡、自動車、軽車輛に関する販売の斡旋ならびに販売代理業
4. スポーツ、健康および娯楽に関連するイベントの運営ならびにこれら施設の運営および賃貸
5. 服飾デザイン、室内装飾の企画、設計、請負業
6. 貨物自動車運送ならびに倉庫業
7. 不動産の売買、賃貸借、管理業
8. キャラクター商品の企画ならびに著作権、商標権および意匠権の取得、貸与ならびに販売業
9. コンピューターソフトウェア開発・販売業ならびに情報処理・提供サービス業
10. 一般旅行業ならびに旅行業代理店業
11. 広告代理店業
12. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
13. 出版業
14. 古物売買業

15. 喫茶店、レストランの経営ならびに文化教室の企画・経営
16. 経営コンサルタント業ならびにディスプレイ業
17. スポーツ・健康関連コンサルタント業
18. 介護予防事業
19. 前各号に附帯または関連する一切の業務ならびに投資

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、160,000,000 株とする。

第 7 条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条 (単元未満株式の買増請求)

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求することができる。

第 10 条 (単元未満株主の権利)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求することができる権利

第 11 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第 12 条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 13 条 (基準日)

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 3 章 株主総会

第 14 条 (招 集)

当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

第 15 条 (議 長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決

権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 19 条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 21 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 23 条 (代表取締役および役付取締役)

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長、取締役副会長および取締役副社長各 1 名を選定することができる。

第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 25 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前に発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

ただし、当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか取締役会の定める取締役会規則による。

第 28 条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

第 29 条 (執行役員)

当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

当社は、取締役会の決議によって、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。執行役員に関する事項については、この定款に定めるもののほか取締役会の定める執行役員規程による。

第 30 条 (顧問および相談役)

当社は、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。

第 31 条 (社外取締役の責任免除)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 32 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第 33 条 (監査役の選任決議)

監査役は、株主総会決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第 35 条 (常勤監査役)

監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 36 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 37 条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項については、法令またはこの定款に定めるもののほか監査役会の定める監査役会規則による。

第 39 条 (監査役会の議事録)

監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

第 40 条 (社外監査役の責任免除)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約

を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 41 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 42 条 (剰余金の配当)

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第 43 条 (中間配当金)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 44 条 (配当金の除斥期間等)

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

1. 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。